

福島県議会議長 杉山 純一 様

避難地域復興・創生対策 特別委員会調査報告書

平成29年10月2日

避難地域復興・創生対策特別委員長
太田光秋

目 次

I 調査事件	3
II 調査の経過	3
III 調査結果	3
1 避難地域復興・創生対策について	3
(1) 本県の取組状況	3
① ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援について ア 帰還支援・生活再建支援 イ 復興拠点を核としたまちづくり	
② 避難者等の安全・安心の確保について ア 教育環境の整備 イ 浜通り地方の医療等の提供体制の整備	
(2) 県内の取組状況	20
① ふたば未来学園高等学校（双葉郡広野町） ② 大野病院附属ふたば復興診療所（双葉郡楢葉町）	
(3) 県外の取組状況	21
① 国立大学法人岩手大学三陸復興・地域創成推進機構 (岩手県盛岡市) ② 女川町（宮城県牡鹿郡女川町） ③ 石巻市議会（宮城県石巻市） ④ 宮城県議会（宮城県仙台市） ⑤ 東北大学病院（宮城県仙台市） ⑥ 兵庫県こころのケアセンター（兵庫県神戸市） ⑦ 兵庫県議会（兵庫県神戸市） ⑧ 福島県大阪事務所（大阪府大阪市）	
(4) 提言等	24
① ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援について ア 帰還支援・生活再建支援 イ 復興拠点を核としたまちづくり	
② 避難者等の安全・安心の確保について ア 教育環境の整備	

イ 浜通り地方の医療等の提供体制の整備	
2 原発事故収束対策について	28
(1) 本県の取組状況	28
① 環境回復対策について	
ア 除染等の推進	
イ 廃棄物の処理等	
② 廃炉・汚染水対策について	
ア 廃炉に向けた安全監視	
イ 緊急時の体制整備	
(2) 県内の取組状況	34
① 環境省福島環境再生事務所中間貯蔵施設等整備事務所 (双葉郡大熊町)	
② 内閣府・廃炉汚染水対策現地事務所 東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社 東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー	
③ 双葉町議会（いわき市）	
(3) 県外の取組状況	35
① 宮城県議会（宮城県仙台市）	
② 国立大学法人福井大学附属国際原子力工学研究所（福井県敦賀市）	
③ 兵庫県議会（兵庫県神戸市）	
(4) 提言等	36
① 環境回復対策について	
ア 除染等の推進	
イ 廃棄物の処理等	
② 廃炉・汚染水対策について	
ア 廃炉に向けた安全監視	
イ 緊急時の体制整備	
IV おわりに	39
避難地域復興・創生対策特別委員会 委員名簿	40
避難地域復興・創生対策特別委員会 調査事項	41
避難地域復興・創生対策特別委員会 調査経過	42

本委員会に付託された事件について調査した結果は、次のとおりである。

I 調査事件

- 1 避難地域復興・創生対策について
- 2 原発事故収束対策について
- 3 上記1から2に関連する事項

II 調査の経過

本委員会は、避難者の帰還促進、生活再建をはじめ、本県の復興・創生に向けた施策の強化に向け、避難地域復興・創生対策、原発事故収束対策について調査するため、平成27年12月25日に設置され、以降14回委員会を開催し、関係当局の説明を聴取するとともに、県内外における取組や先進事例の調査を積極的に行ってきました。

また、平成28年12月19日の第8回委員会において中間報告書を取りまとめ、同年12月21日に議長に報告をするとともに、知事に対し申し入れを行った。

III 調査結果

1 避難地域復興・創生対策について

上記に関しては、①ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援について、ア：帰還支援・生活再建支援、イ：復興拠点を核としたまちづくり、及び②避難者等の安全・安心の確保について、ア：教育環境の整備、イ：浜通り地方の医療等の提供体制の整備について調査を行った。

(1) 本県の取組状況

- ① ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援について
ア 帰還支援・生活再建支援

【事業一覧】

- ・ふるさとふくしま帰還支援事業
- ・市町村復興・地域づくり支援事業
- ・災害救助法による救助（県外）

- ・ふるさとふくしま情報提供事業
- ・ふるさとふくしま交流・相談支援事業
- ・ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業
- ・避難者住宅確保・移転サポート事業
- ・母子避難者等高速道路無料化支援事業
- ・生活拠点コミュニティ形成事業
- ・生活拠点における交流促進事業
- ・原子力損害対策・賠償支援推進費
- ・原子力賠償被害者支援事業
- ・事業再開・帰還促進交付金事業
- ・早期帰還・生活再建支援交付金事業
- ・避難者見守り活動支援事業
- ・災害救助法による救助（県内）
- ・応急仮設住宅維持管理事業
- ・復興公営住宅整備促進事業
- ・復興公営住宅入居支援事業
- ・避難者向け住戸改修事業
- ・住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業
- ・被災地、被災者の安全・安心確保事業

○主な事業の内容

- ・**災害救助法による救助（県外）**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した者の保護と社会秩序の保全のため、国及び各都道府県と協力して必要な救助を実施している。具体的には災害救助法に基づき、応急仮設住宅としての県外民間賃貸住宅等の借上げ等の応急救助を行っている。

平成29年6月末現在、県外応急仮設住宅供与戸数は、2,586戸である。

- ・**ふるさとふくしま情報提供事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難した県民に対して、帰還するまでの間、ふるさとの情報を提供し、ふるさとの繋がりの維持を図るために、「地元紙（福島民報、福島民友）提供事業」、「広報誌（国、県、市町村の広報誌やお知らせ等）送付事業」、「地域情報紙（ふくしまの今が分かる新聞）発行事業」、「避難者支援ハンドブック発行事業」を実施して

いる。

- ・ **ふるさとふくしま交流・相談支援事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難した県民に対して、個別の課題の解決を図り、避難者の一日も早い帰還や生活再建、安定した生活に結び付けるために、民間団体等と連携して交流の場の提供や相談支援など各種支援を実施している。

平成29年3月末現在、「県外避難者支援事業」として、「避難者支援団体への補助事業」の補助団体数は62団体（28都府県）、「県外への復興支援員設置」数は38名（9都県）、「復興支援員の側面的支援」としての復興支援員未設置地域への地域調整員の配置は全国10地域10団体、「県外避難者等の相談に対する案内窓口」の設置、「避難者支援を行う受入県への補助」として秋田県と神奈川県の2県に補助、「県外避難者への相談・交流会」では、生活再建支援拠点（全国25か所）にて、相談対応（週3日程度）、交流会等などの支援を実施している。

また、「県内避難者・帰還者支援事業」としての県内NPO等支援団体への補助は23団体である。

- ・ **ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難した県民に対して、一日も早い帰還や生活再建に結び付けるために、応急仮設住宅等から県内の自宅等への移行や一定期間の住宅確保を支援している。

具体的には、「ふるさと住宅移転支援事業」として、県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯については避難元市町村）の自宅等へ移転する世帯のうち、既存事業の対象とならない世帯に対し、移転に伴う費用の補助を行っている。また、「避難者の住宅確保支援事業」として、応急仮設住宅等を退去した後の住宅確保が困難な避難世帯に対して、一定期間の住宅確保を支援するため、雇用促進住宅や公営住宅への入居に必要な修繕費用の負担を行っている。さらに「民間賃貸住宅家賃補助事業」として、県内外の応急仮設住宅に避難している世帯等のうち供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対して、民間賃貸住宅等の家賃の一部補助を行っている。

平成29年3月末現在、「ふるさと住宅移転支援事業」の交付決定件数は1,138件（累計3,565件：平成29年6月末時点処理済み件数）である。また、「避難者の住宅確保支援事業」の対象雇用促進住宅は61戸、対象

公営住宅は164戸である。さらに平成29年6月末現在、「民間賃貸住宅等家賃補助事業」の申請件数は2,070件である。

- ・ **生活拠点コミュニティ形成事業**では、復興公営住宅入居者同士や周辺の避難者、受入自治体住民との交流等を担う「コミュニティ交流員」を復興公営住宅に配置し、コミュニティの維持・形成を図るために、復興公営住宅入居者同士や周辺避難者、さらには受入自治体の地域住民を含めた交流活動を支援している。
- ・ **原子力損害対策・賠償支援推進費**では、原子力損害賠償の完全実施に向け、関係団体で組織する「福島県原子力損害対策協議会」を運営し、全県的に国、東京電力に対する要望・要求活動等を実施している。

具体的には市町村、関係団体とともに、国及び東京電力に対し、被害の実情や賠償の課題を訴え、被害者の視点に立った賠償が確実かつ迅速なされるよう求めている。

平成28年6月13日に、経済産業省、文部科学省、復興庁、東京電力等に対し、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求活動を、平成28年11月15日には、経済産業省、復興庁、農林水産省、東京電力等に対し、農林業の営業損害の賠償に関する緊急要望・要求活動を実施したところである。

また、平成28年12月24日に農林業に係る今後の損害賠償について、原子力損害対策協議会の全体会議を実施し、東京電力から損害賠償案が提示され、これに対し出席者から意見、要望等が出されたところである。

さらに、平成29年5月31日に、経済産業省、文部科学省、復興庁、東京電力等に対し、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求活動を実施したところである。

- ・ **原子力賠償被害者支援事業**では、東京電力福島第一原子力発電所事故による被害を受けた個人、個人事業主及び法人を対象として、被害者の円滑な賠償請求の支援に取り組んでいる。
- ・ 具体的には、弁護士による電話法律相談や、弁護士又は不動産鑑定士による個別面談方式の巡回相談会等を実施している。
- ・ **早期帰還・生活再建支援交付金事業**では、旧緊急時避難準備区域を抱える4市町村（田村市、南相馬市、広野町、川内村）においては、区域

が解除されてから数年が経過した現在も帰還が十分に進んでいるとは言いがたいことから、当区域への住民帰還や生活再建を図るきめ細かな取組を支援するため、交付金を交付している。

具体的には、地域のブランドイメージの回復や避難者が抱いている不安の解消など、市町村がそれぞれの実情に応じて行う、住民の帰還促進と生活の再建を図る取組に必要な経費を補助している。

・ **避難者見守り活動支援事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響を受けた被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、社会福祉協議会が相談員を配置し、市町村等と連携しながら、地域の支援体制の構築や被災者等のニーズ把握及び孤立防止のための支援等を行っている。

具体的には、「広域分」として生活支援相談員を県内広域に配置し、被災者の見守り、住民交流の場の提供等に必要な経費を補助している(補助先 社会福祉法人福島県社会福祉協議会)。また、「NPO法人等分」としてNPO法人等が実施する被災者見守り・相談支援事業に必要な経費を補助している(補助先 NPO法人等)。さらに「民生委員支援分」として民生委員が行う避難者支援訪問活動に要する経費や民生委員・児童委員向けのメンタルヘルス研修会の実施に必要な経費を補助している(補助先 社会福祉法人福島県社会福祉協議会等)。

平成29年6月末現在、「広域分」では生活支援相談員等279人を配置しており、「NPO法人等分」ではNPO法人によるワークショップの開催などを行っている。また、「民生委員支援分」として、メンタルヘルス研修会の開催等を行っている。

・ **災害救助法による救助(県内)**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者に対し、応急仮設住宅や民間借上げ住宅に入居する被災者の居住の安定を図るために、災害救助法の規定に基づき、国及び市町村と協力して必要な救助を実施している。

具体的には、応急仮設住宅の提供に加え、バリアフリー等の追加工事、経年劣化による修繕工事及び撤去工事を行っている。また、市町村及び民間不動産関係団体と連携し、民間住宅を借り上げて被災者へ提供している。さらに公営住宅を応急仮設住宅として提供している。

平成29年6月末現在、応急仮設住宅の管理戸数14,527戸、借上げ住宅の提供戸数6,346戸、公営住宅提供戸数58戸である。

- ・ 応急仮設住宅維持管理事業では、応急仮設住宅の修繕や点検等の適切な維持管理を行うことにより、入居者の居住の安定を図るため、修繕要望や不具合等の一括受付、修繕及び経年劣化の状況把握のための一斉点検を行っている。また、撤去計画に基づく撤去等により、入居者が移転せざるを得ない場合の移転費用を補助している。
- ・ 復興公営住宅整備促進事業では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により避難の継続を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に恒久的な住宅を供給する必要があり、「復興公営住宅整備事業（県営）」として避難元自治体と受入自治体の意向を調整し、県自らが復興公営住宅の整備を行っている。また、「復興公営住宅整備事業（代行）」として避難元自治体又は受入自治体が整備する復興公営住宅を、要請に応じ県が整備を代行している。

平成29年6月末現在、「復興公営住宅整備事業（県営）」は、建築工事着手済が4,578戸（県営分4,200戸）、建設完了が3,514戸（県営分3,136戸）である。また、「復興公営住宅整備事業（代行）」は、大玉村営住宅の59戸及び桑折町営住宅の39戸を代行している。

- ・ 復興公営住宅入居支援事業では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により避難指示を受け全国各地に避難している被災者の復興公営住宅への入居を支援するため、「福島県復興公営住宅入居支援センター」を設置し、募集、選定業務を一元的に実施している。

平成29年6月末現在、管理戸数は3,045戸、うち入居決定戸数は2,805戸（92.1%）である。

イ 復興拠点を核としたまちづくり

【事業一覧】

- ・ 避難区域内化学物質等処理促進事業（LPガス）
- ・ Jヴィレッジ復興再整備事業
- ・ 双葉郡医療提供体制等再生支援事業
- ・ 避難地域復興拠点推進事業
- ・ 被災地域生活交通支援事業
- ・ 復興まちづくり加速支援事業
- ・ 復興基盤総合整備事業

- ・海岸災害復旧事業（県営・過年災）
- ・治山事業（海岸防災林造成事業）
- ・（仮）大熊IC整備の促進
- ・（仮）双葉IC整備の促進
- ・国道115号相馬福島道路事業の負担金
- ・会津縦貫道整備事業
- ・直轄道路整備事業の負担金
- ・道路施設整備事業
- ・復興拠点へのアクセス道路整備事業
- ・ふくしま復興再生道路整備事業
- ・地域連携道路等整備事業
- ・緊急現道対策事業
- ・橋梁耐震補強事業
- ・災害防除事業（落石対策等）
- ・道路機能強化事業（路盤改良等）
- ・公共災害復旧費
- ・河川改修事業
- ・海岸整備事業
- ・小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業
- ・相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業
- ・公共災害復旧費（港湾）
- ・街路整備事業
- ・防災緑地整備事業
- ・ふるさと再生環境整備事業

○主な事業の内容

- ・ **双葉郡医療提供体制等再生支援事業**では、双葉地域における医療体制の再生が、避難地域とりわけ双葉郡の復興・再生の喫緊の課題となっていることから、「双葉地方広域市町村圏組合」が実施する双葉郡の医療体制の再生・構築に向けた広域的取組を支援している。
具体的には、「双葉地方広域市町村圏組合」が実施する双葉郡の医療体制の再生に向けた取組に対して、補助金を交付している。
平成29年6月末現在、郡立診療所の開設準備に係る取組に対し必要な支援を行っている。また、双葉准看護学院については再開に向けた取組

を進め、平成29年4月に開校した。

- ・ **避難地域復興拠点推進事業**では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害による影響を強く受けた避難地域の帰還・再生を推進するため、避難地域12市町村が計画している復興拠点づくりにおいて、隙間となっている部分を支援することにより、復興拠点づくりの推進を図っている。

具体的には、福島再生加速化交付金等の国庫補助制度が対象としていない用地取得・造成事業等を対象に支援を行っている。

平成29年6月末現在、南相馬市小高区復興拠点施設の用地取得費、葛尾村復興交流館の造成費、楢葉町コンパクトタウン内の分譲団地整備事業の用地取得費・造成費などを補助している。

- ・ **被災地域生活交通支援事業**は、避難指示解除が進む中で、帰還した住民が安心して日常生活を送ることができるよう避難地域における公共交通ネットワークを構築するため、関係市町村、利用者、交通事業者等による検討体制を立ち上げ、利便性と効率性を視点に幹線系の計画を策定し、将来に向けた持続可能な地域公共交通体系を構築していくものである。

具体的には、まちづくりの進展に合わせた身近な生活交通の確保や、市町村間を結ぶ幹線系の構築を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づく法定協議会を立ち上げている。また、中通りや首都圏、仙台圏の交通と避難地域12市町村や浜通りを結ぶ幹線（バス路線）を含めた広域的な地域公共交通網形成計画を平成29年度に策定する。さらに、法定協議会は県が事務局となり、学識経験者、関係市町村、交通事業者、住民・利用者等の多様な主体を交え、地域公共交通網形成計画を策定するとともに、地域公共交通の運行に関しては、地域の実情を踏まえ、既存制度における特例措置や新たな制度の創設の必要性を検討し、広域的な地域公共交通ネットワークの構築を図る。

- ・ **復興基盤総合整備事業**では、津波による被災地域及び周辺の農地が速やかに再生できるよう、農地の大区画化及びパイプラインの整備による省力化を図るとともに、津波被害を受け災害危険区域に指定された宅地等を本事業で取り込み、新たに工業団地、太陽光発電用地及び海岸防災

林の用地として再編し、秩序ある土地利用の形成を目指した整備を行っている。

平成29年3月末現在、営農再開に向けたほ場整備事業を、相馬市、南相馬市、いわき市の3市9地区において実施中である。

- ・ **(仮) 大熊IC整備の促進及び(仮) 双葉IC整備の促進**では、大熊町や双葉町の帰還や復興の各種施策を進める重要な施設として追加IC整備支援を行い、また、中間貯蔵施設への除去土壌等の県内各地からの運搬に当たって、安全性、効率性の向上を図るものであり、両IC整備を早期に完了させるため、大熊町及び双葉町へ交付金を交付するとともに、事業主体である大熊町及び双葉町が事業を円滑に進められるよう、関係機関と調整を図っている。
- ・ **復興拠点へのアクセス道路整備事業**では、避難地域の復興と避難者の帰還に向けた環境整備として復興拠点へのアクセス道路を整備している。
具体的には、復興の核となる産業拠点と常磐自動車道ICを連結するため、幅員狭小箇所の道路改築を行っている。
- ・ **ふくしま復興再生道路整備事業**では、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難解除等区域の復興を郡山市等の周辺地域から強力に支援するため、広域的な物流や地域医療、産業再生を支える8路線を整備している。
具体的には、県北・県中・相双・いわき管内の8路線29箇所について、円滑な交通を確保するうえで支障となる急勾配や幅員が狭い区間等の解消を目的に、現道拡幅やバイパス整備などの改築工事を実施している。
- ・ **地域連携道路等整備事業**では、浜通りと中通り及び会津地方との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、福島県復興計画及びふくしま道づくりプランに基づき地域連携道路等を整備している。
- ・ **緊急現道対策事業**では、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し浜通り軸（常磐自動車道、国道6号）が寸断され広域的な迂回交通が生じたことから、広域避難や復興関連事業の本格化に伴う長距離移動の増

加などにより、交通量が著しく増大するなどの影響が生じている路線において、緊急的な現道対策を実施し、避難住民や復興事業従事者など道路利用者の交通の安全を確保するために、県北、県中、県南、相双、いわき管内において、短期的に実施可能で速効性のある現道対策（側溝整備や路肩拡幅、交通安全施設設置など）を実施している。

平成29年3月末現在、5路線5箇所で舗装補修を実施している。

- ・ **道路機能強化事業（路盤改良等）**では、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し浜通り軸（常磐自動車道、国道6号）が寸断され広域的な迂回交通が生じたことから、広域避難や復興関連事業の本格化に伴う長距離移動の増加などにより、交通量が著しく増大するなどの影響が生じている路線において、災害に強い道路ネットワークを構築するため、路盤改良など道路機能を強化し、防災機能の強化を図っている。
平成29年3月末現在、県北、県中、県南、相双、いわき管内において、大型貨物車両の増大に伴い、道路構造規格を満足しない区間の22路線49箇所で路盤改良等を実施している。
- ・ **小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業**では、国際バルク戦略港湾に選定された小名浜港の取扱貨物量の増加や船舶の大型化に対応するため、国と共同で岸壁・航路泊地等の整備やふ頭の埋立造成を行っている。

② 避難者等の安全・安心の確保について

ア 教育環境の整備

【事業一覧】

- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業
- ・ 私立学校被災児童生徒等就学支援事業
- ・ 被災私立学校復興支援事業
- ・ 私立学校設備整備事業等補助金
- ・ 東日本大震災子ども支援基金事業
- ・ 高等学校通学費支援事業
- ・ 公立学校等校舎内緊急環境改善事業
- ・ 県立学校施設等災害復旧事業
- ・ 県立学校施設応急仮設校舎等設置事業

- ・子どもの学習支援による地域再生事業
- (・地域学校協働本部事業)
 - ・復興・復旧の基盤づくりのための教員配置
 - ・教育相談推進事業
 - ・被災児童生徒等就学支援事業
 - ・双葉郡中高一貫校設置事業
 - ・小高商業・小高工業高等学校統合再編事業
 - ・双葉・南相馬教育復興推進事業
 - ・小高統合高等学校設備整備事業
 - ・サテライト校（南相馬市小高区）本校舎帰還事業
 - ・サテライト校支援事業
- (・サテライト校等支援事業)
 - ・サテライト校運営管理事業
 - ・サテライト校宿泊施設支援事業
 - ・小高スーパープロフェショナル人材育成事業

【注：上記事業一覧中、（ ）内の事業は、平成29年度に改編した事業】

○主な事業の内容

- ・**緊急スクールカウンセラー等派遣事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災地域の幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行っている。
具体的には、「スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者派遣事業」として、臨床心理士等を県内の各私立学校の要請を受けて派遣し、被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行っている。また、「生活基盤を築くための私立高校生等支援事業」として、県内各地区に進路アドバイザーを配置し、安定した職業生活を送り、本県の復興に寄与する人材育成につながるよう、早期離職防止に重点を置き、情報提供や相談、講話等による意識の醸成を行っている。
- ・**私立学校被災児童生徒等就学支援事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した児童生徒等の就学を支援するため、授業料等減免措置を行った私立学校に対して、減免相当額を補

助している。

- ・ **高等学校通学費支援事業**では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、県立学校の生徒がサテライト校へ通学するなど、通学環境が大きく変化するとともに、経済的負担が大きくなるおそれがあることから、保護者の経済的負担を軽減し生徒の修学機会を確保している。

具体的には、サテライト校へ通学する生徒や、帰還後も公共交通機関の不通や運行ダイヤの関係により通常の受忍を超える早朝出発を余儀なくされるなどの理由により、自家用車の送迎を利用して通学する生徒の通学費について、月額30,000円を上限に支援している。

- ・ **復興・復旧の基盤づくりのための教員配置**では、未だ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っており、学習面や生活面で課題を抱えていることから、県内外へ転校を余儀なくされた児童生徒の心のケア及び学習指導の支援のため、教職員の加配措置を継続して行っている。

具体的には、被災児童生徒に対する生徒指導及び学習指導において、きめ細かな教育支援を長期的・継続的に行うため、教員を加配して配置している。また、震災により就学援助等で増加した事務及び困難さが増した給食業務のため、事務職員及び栄養職員を加配して配置している。さらに、「警戒区域」等にあり臨時休校している学校においては、再開に向けた準備のため、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員を配置している。

平成29年6月末現在、震災復興加配教員として、小学校294名、中学校197名、高等学校34名、合計525名の配置を行っている。うち、県外併任派遣教員として18名を近隣6県（山形、宮城、新潟、埼玉、栃木、茨城）に派遣している。

- ・ **教育相談推進事業**では、不登校、いじめ、暴力など、児童生徒の問題行動に対して、スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制を充実し、問題行動の未然防止と早期解決を図っている。また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う児童生徒の心のケアについて、長期的な対応のために災害対応の緊急時スクールカウンセラー等の派遣を実施している。

具体的には、「スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業」として、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故における生活環境

の変化等、多様な問題に直面している児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを配置して、関係機関等と連携し、児童生徒等の心のケア及び生活のケアに当たっている。また、「緊急時スクールカウンセラー派遣事業（災害分）」として、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故で被災した地域の学校及び避難した児童生徒を受け入れている学校等の児童生徒等の心のケア及び教職員に対するコンサルテーションに当たるため、スクールカウンセラーを派遣するとともに、その実効性を高めるため、協議会、研修会を開催している。

平成29年6月末現在、「スクールソーシャルワーカー」を29市町村31名、7教育事務所22名、SSWスーパーバイザーを県内5名配置している。また、「スクールカウンセラー」を小学校136校、中学校216校、高等学校88校、特別支援学校2校、SCスーパーバイザーを県内11名配置している。さらに、各校における教育相談の要となるコーディネーター養成を目的とした「教育相談スキルアップ研修会」、スクールカウンセラーの資質向上のための域別研修会及び新卒者対応緊急SC研修会を実施している。

- ・ **被災児童生徒等就学支援事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災し、経済的理由により、幼稚園や小・中学校の就園・就学が困難となった幼児・児童・生徒に入園料や学用品費、医療費、給食費等の援助を行った市町村に対し、全額国庫による補助金を交付し、就園・就学の機会を確保している。
- ・ **双葉郡中高一貫校設置事業**では、ふたば未来学園高校で必要な教具等の整備を行うほか、寄宿舎及び食堂の施設運営経費を計上するとともに、ふたば未来学園高校の併設中学校の教育内容等について、関係者及び有識者等の意見を聴取し、平成31年度の開校に向けた準備を進めている。また、「双葉郡中高一貫校整備事業」として、リースによる仮設校舎等の設置、本設校舎等の建築設計を行い、生徒達の学習及び生活環境の確保を図っている。さらに、「ふたば未来学園中学校・高等学校整備事業」として、ふたば未来学園高校及び併設中学校の校舎・寄宿舎等の施設を整備し、生徒達の学習及び生活環境の確保を図るため、Ⅱ期校舎として必要となる施設の敷地造成設計等を行っている。
- ・ **双葉・南相馬教育復興推進事業**では、双葉郡教育復興ビジョンに基づ

き、小・中学校における地域の実情を踏まえた特別なカリキュラムを実施するための体制整備、ふたば未来学園高校の特別なカリキュラムの実施を支援するとともに、避難による人口減少が著しい南相馬地域の高校において、地域の課題解決やイノベーション・コースト構想に寄与し、地方創生を担う人材の育成を行うための取組を支援している。

平成29年3月末現在、「双葉郡教育復興ビジョン推進協議会事業」として、「ふるさと創造学」等の特別なカリキュラムの開発と実証や双葉郡内の小中学校教員の研修の支援を継続して行っている。また、「ふたば未来学園高校教育活動充実事業」として、コーディネーターを活用し、外部講師の招へい、連携中学校との交流等、ふたば未来学園高校の教育活動を支援している。さらに「南相馬地域高等学校支援事業」として、地域創生を担う人材を育成するための生徒講演会、研修会及び教員研修等の教育活動を支援している。

- ・ 小高スーパープロフェショナル人材育成事業は、小高産業技術高校において、専門的な知識・技術を習得するカリキュラムを実施し、幅広い知識と高度な技術を身に付けた産業人材の育成を図るものである。

イ 浜通り地方の医療等の提供体制の整備

【事業一覧】

- ・ 双葉郡医療提供体制等再生支援事業
- ・ ふくしまからはじめよう。福祉人材確保推進プロジェクト事業
- ・ 県外からの福祉・介護人材確保支援事業
- ・ 被災者の心のケア事業
- ・ 地域医療復興事業
- ・ 地域医療復興事業（第2次）
- ・ 双葉地域二次医療提供体制確保事業
- ・ 避難地域等医療復興事業
- ・ ふくしま医療人材確保事業
- ・ 看護職員離職防止・復職支援事業
- ・ 復興を担う看護職人材育成支援事業
- ・ 社会福祉施設災害復旧事業
- ・ 障がい福祉施設災害復旧事業
- ・ 県立大野病院附属ふたば復興診療所運営事業

○主な事業の内容

- ・ **ふくしまからはじめよう。福祉人材確保推進プロジェクト事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により流出した福祉・介護人材の確保等を図るため、職場内研修の強化、新規採用職員への支援、潜在的有資格者の再就職支援、職場体験、新任介護職員研修、介護業務のイメージアップなど、様々な事業を総合的に展開している。
平成29年3月末現在、「福祉・介護人材定着促進事業」、「福祉・介護人材育成・確保支援事業」、「福祉・介護人材潜在的有資格者再就職支援事業」、「福祉・介護人材マッチング支援事業」、「新任介護職員研修事業」、「介護イメージアップ事業」を実施している。
- ・ **県外からの福祉・介護人材確保支援事業**は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が困難になっている相双地域等の介護施設等に従事する人材を確保するものである。
具体的には、相双地域、いわき市及び田村市の介護施設等で就労を希望する県外居住者を対象として、奨学金（学費・就職準備金）を貸与するとともに、住宅情報の提供を行い、住まいの確保を支援するための経費を補助している（補助先：社会福祉法人福島県社会福祉協議会）。
- ・ **被災者の心のケア事業**では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により高いストレス状態にある被災者及び支援者等に対して、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職によるきめ細かな心のケアを実施し、精神的負担の軽減を図るとともに、地域精神保健活動を推進している。
平成29年6月末現在、県内での取組として、心のケアセンター54人体制で、市町村等の関係機関や生活支援相談員等と連携し、仮設住宅等への個別相談支援、健康教室やサロン等の集団支援、人材育成・研修会、市町村等への業務支援を実施している。また、県外での取組として、10都道府県（山形県、東京都、千葉県、新潟県、茨城県、静岡県、京都府、埼玉県、神奈川県、北海道）において、臨床心理士会などの民間団体に委託し、県外避難者の心のケアを実施している。

・ **地域医療復興事業**は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により被災した浜通り地方の医療の復興のため、福島県浜通り地方医療復興計画に基づき、医療提供体制の再構築を図るものである。

平成29年3月末までに、主な事業として、「病院機能強化施設設備整備事業」、「医療情報連携基盤整備事業」、「中核病院救急機能強化事業」などを実施している。

・ **地域医療復興事業（第2次）**は、福島県浜通り地方医療復興計画（平成24年2月策定）後の状況変化への対応と復興への取組を加速させるため、福島県浜通り地方医療復興計画（第2次）（平成25年2月策定）に基づき、医療提供体制の再構築を図るものである。

平成29年3月末現在、「警戒区域等医療施設再開支援事業」により、警戒区域にあって休止していた医療機関の診療再開に向け、必要とされる経費を補助し、再開・運営を支援している。また、「新病院整備支援事業」により、避難者等による医療需要の増大に対応するため、地域の中核である総合磐城共立病院の新病院建設整備に要する経費を補助している。さらに、「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会事業」により、二次救急医療提供体制の確保等を含む地域の医療提供体制の再構築について協議する検討会を開催してきた。

・ **双葉地域二次医療提供体制確保事業**は、帰還住民・原発作業員等の健康を守るため、福島県立医科大学と連携して、双葉地域の二次救急医療提供体制を整備するものである。

平成29年3月末現在、「救急医療支援センター（仮称）運営事業」により、平成28年4月1日、福島県立医科大学内に「ふたば救急総合医療支援センター」を設置し、同年6月1日から富岡消防署楢葉分署に救急専門医が駐在し、配備しているドクターカーで現場に直行することにより、119番通報から医師による診療開始までの時間は大幅に短縮されている。また、平成28年9月8日にふたば医療センター（仮称）を富岡町に整備することを公表したことに伴い、「双葉地域二次救急医療構想検討支援事業」により、ふたば医療センター（仮称）の仕様、運営手法等の検討をコンサルタントに委託したほか、平成30年4月予定の同センターの開所に向け、施設・設備の検討や人員確保が進められている。

- ・ **避難地域等医療復興事業**は、避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるため、福島県浜通り地方医療計画で取り組んできた事業を引き続き実施し、医療提供体制の再構築を図ることとしている。

具体的には、避難地域において、「警戒区域等医療施設再開支援事業」により、警戒区域にあって休止している医療機関の診療再開のために必要な経費の補助や、再開した医療機関の経営安定化のために必要な支援を行うこととしている。

また、避難地域の医療を支えている近隣地域においては、避難住民等により医療需要が増大していることを踏まえ、「双葉地域公設医療機関等整備等支援事業」により、避難している住民のために双葉郡町村等が連携して行う医療機関の運営に必要な経費を補助するほか、「初期救急医療確保支援事業」により、南相馬市及びいわき市の休日夜間救急センターに対し、運営費を補助することとしている。

さらに、「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会事業」により、地域の医療提供体制の再構築のため、将来展望を持った対応について、協議・検討していくこととしている。

- ・ **ふくしま医療人材確保事業**は、医療人材の雇用・確保に要する経費を補助するなどにより、医療人材の流出防止及び医療提供体制の回復を図るものである。

平成29年3月末現在、主な事業として、「医療人材確保緊急支援事業」、「(仮称) 双葉地域等公立診療所支援教員増員事業」、「県外医師招へい事業」、「被災地域医療支援事業」などを実施している。

- ・ **看護職員離職防止・復職支援事業**は、看護職員の定着に向けた勤務環境づくり及び再就職等を支援することにより、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図るものである。

平成29年3月末現在、主な事業として、「看護職員在籍出向支援事業」、「看護業務推進連絡会議」、「看護職再就職支援研修会」、「新人看護職員研修事業（新人看護職員研修）」、「看護職ワークライフバランス推進事業」などを実施している。

- ・ **復興を担う看護職人材育成支援事業**は、看護師等学校養成所への進学、看護学生の県内就業及びキャリアアップを支援することにより、看護人材の育成、確保、定着を図るものである。

平成29年3月末現在、主な事業として、「県内定着のための普及・啓発事業」、「浜通り看護職員確保支援事業」、「看護職員ふるさと就職促進等事業」、「相双地域看護職等就業促進支援事業」、「公立双葉准看護学院再開支援事業」などを実施している。

- ・ **県立大野病院附属ふたば復興診療所運営事業**では、双葉郡の復興と住民帰還の促進に向けた環境整備のため、双葉郡に県立大野病院附属ふたば復興診療所を設置・運営し、内科、整形外科の診療を行っている。

平成28年2月1日より診療を開始し、平成29年6月末現在、累計患者数は8,937人である。

なお、平成28年10月からは日曜日・祝日の救急対応を実施している。

- ・ **ふたば医療センター（仮称）整備事業**では、二次救急医療をはじめとする双葉郡に必要な医療を確保し、併せて「住民が安心して帰還し生活できる」、「復興関連事業従事者が安心して働く」、「企業等が安心して進出できる」環境を医療の面から支えるため、ふたば医療センター（仮称）を整備する。

開院時期は、平成30年4月を目指とし、設置場所は富岡町王塚地区、診療内容は救急・総合診療（救急医療全般、外科的・内科的疾患全般）としている。

(2) 県内の取組状況

① ふたば未来学園高等学校（双葉郡広野町）

【調査目的：双葉地方教育復興中核機関の取組について】

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、双葉郡にあった5校の県立高校は、県内外各地に設置したサテライト校で授業を継続してきた。このような中、県と双葉地方町村会が協議し、双葉郡の方々の「双葉の教育の灯を絶やすことなく灯し続けたい」という強い願い及び子ども達の復興を成し遂げようとする強固な意志を礎として、平成27年4月に同校が開校した。

文部科学省から、スーパー・グローバルハイスクールに指定されるなど特色ある教育活動を実践しており、併設中学校の教育内容等について関係者及び有識者等の意見を聴取し、平成31年度の開校に向けた準備を進めている。

② 大野病院附属ふたば復興診療所（双葉郡楢葉町）

【調査目的：双葉地方公的医療提供機関の取組について】

大野病院附属ふたば復興診療所は、双葉郡の復興及び住民の帰還に向けた環境を整えるため、平成28年2月1日に診療を開始した。地域の方に信頼される診療所となるべく、診療はもちろん、帰還される方や復興作業に従事している方の不安を和らげ、気兼ねなく相談できる場所を目指している。

(3) 県外の取組状況

① 国立大学法人岩手大学三陸復興・地域創生推進機構（岩手県盛岡市）

【調査目的：東日本大震災からの復興支援について】

国立大学法人岩手大学では、東日本大震災からの復興を目指し、平成23年10月に「岩手大学三陸復興推進本部」を立ち上げ、地域のニーズを最優先とし、復興支援の取組を行っている。

平成24年度からは、復興支援の更なる推進のため、スタッフを充実させ、全学組織の「岩手大学三陸復興推進機構」と改組した。その組織として、「教育支援部門」・「生活支援部門」などを設置し、行政等の学外組織と連携して、更なる復興を目指し、地域と密着した取組を行っているところである。

② 女川町（宮城県牡鹿郡女川町）

【調査目的：住民参加型の復興まちづくりについて】

女川町では、復興事業に幅広く町民の意見を反映させ、町民が主体的に関わられる体制を作ることを目的として、平成23年11月に女川町まちづくり推進協議会を設立し、町長が先頭に立ち、町民主体の復興まちづくりへの積極的な取組がされている。

また、東日本大震災により被災した女川町の復興まちづくりにおいて、優れた景観づくりを計画的に進め、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現に寄与するため、復興まちづくりデザイン会議を設置しており、同会議等に若い方も多く参加している。

③ 石巻市議会（宮城県石巻市）

【調査目的：防災集団移転促進事業について】

石巻市では、復旧・復興に向けた取組として、市が災害危険区域のう

ち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するため、移転先用地として、市が新たな宅地を造成するものである。東日本大震災により市内の7割以上の住宅が被災した中で、高台への移転を推進した牡鹿地域を中心に住宅団地整備の取組がなされている。

④ 宮城県議会（宮城県仙台市）

【調査目的：東日本大震災からの復興へ向けた取組について】

宮城県では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害の影響の甚大な本県とは状況が異なり、東日本大震災からの復興について、復興計画において、震災から平成32年度までの10年間で復興を達成する目標を定めている。

平成28年5～6月現在で、医療施設や高齢者福祉施設の復旧率が約99%、県立学校施設の復旧が約96%に達する一方、海岸保全施設の復旧が約20%、災害公営住宅の完成率が約66%にとどまるなど、復興施策の充実が必要な側面もある。

⑤ 東北大学病院（宮城県仙台市）

【調査目的：地域医療復興の取組について】

同大学は、100年以上にわたり、東北地区の地域医療を支えてきており、東日本大震災を経て、被災地の医療を含めた地域医療の再構築という東北地区のニーズに応えるべく、病院内に医療復興センターを平成25年1月に設立した。

このセンターは、関係機関と連携して、地域医療の実態に即した医療支援を具体化するとともに、地域医療の担い手を育成している。

⑥ 兵庫県こころのケアセンター（兵庫県神戸市）

【調査目的：被災者に対する長期的なメンタルヘルスケアの取組について】

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、救援活動の側面から、被災者のメンタルヘルスケアの必要性が我が国で初めて注目された災害であった。同震災後、10か所の保健所に「精神科救護所」が設置され、その後、平成16年4月に「こころのケア」に関する調査研究、相談・診療、連携・交流など多様な機能を有する全国初の拠点施設として開設さ

れた。

調査研究においては、「災害、事故等同時に1つの出来事に遭遇した集団を対象とするトラウマ・PTSDが与える影響及びその対応策に関する研究」、「災害、事故、犯罪被害者等、単発的な出来事に遭遇した個人を対象とするトラウマ・PTSDの治療法や対処法に関する研究」のほか、児童虐待やDV等に遭遇した個人を対象とする治療法など4つの調査研究を実施している。

また、平成25年度から27年度までの長期研究として「東日本大震災の復興期の支援に関する研究」を実施している。

なお、当センター長は本県こころのケアセンターの顧問を務め、本県の復興に寄与している（平成28年5月1日現在）。

⑦ 兵庫県議会（兵庫県神戸市）

【調査目的：阪神・淡路大震災及び東日本大震災からの復興への取組の課題と成果について】

兵庫県は、平成7年1月の阪神・淡路大震災から20年を機に、「復興フォローアップ委員会」を開催し、同震災と東日本大震災からの復興への取組の課題と成果について検証を行い、南海トラフ地震等の大規模災害への備えに活用できる「復興制度等提言事業調査報告書」を平成27年6月に取りまとめたところである。

⑧ 福島県大阪事務所（大阪府大阪市）

【調査目的：避難者支援の取組について】

大阪事務所では、平成26年度から本庁避難者支援課職員が配置され、避難者からの相談に直接応じるとともに、避難者受入府県と情報交換を行うことなどにより、避難者の生活安定及び帰還や生活再建に向けた支援を行っている。

現在、西日本においてはいわゆる自主避難者が避難者全体の4分の1程度と推計されており、母子家庭が多い傾向もあることから、平成29年3月末の災害救助法に基づく応急仮設住宅供与終了に伴う家賃負担や教育に関する相談などが多く寄せられている。

(4) 提言等

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害は、本県に依然として影響を与えていることから、一日も早く住み慣れたこの福島の地で安心して生活することができるよう、帰還や生活再建に向けた支援や復興拠点の整備を着実に進めるとともに、教育環境や浜通り地方の医療等提供体制の整備を促進する必要がある。

① ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援について

ア 帰還支援・生活再建支援

- (ア) 応急仮設住宅供与終了後の住宅の確保については、より一層避難者に寄り添い、市町村等関係機関と連携しながら、個別具体的な課題に対する支援策を講じていくべきである。
- (イ) 県外に設置している生活再建支援拠点については、避難の長期化に伴って生活支援等に対するニーズが高まっている状況を踏まえ、避難者に対してきめ細かな取組を行い、予算の確保を含め、より一層の支援の充実を図るべきである。
- (ウ) 避難者への見守り活動については、避難指示の解除が進むことにより帰還する住民が増加している中、仮設住宅や借り上げ住宅など避難先におけるコミュニティ機能が弱まるなどの課題があることから、引き続き見守りが必要な方々について、継続して支援を実施すべきである。
- (エ) 復興公営住宅については、東京電力福島第一原子力発電所事故により、長期にわたり避難の継続を余儀なくされている避難者がふるさとに帰還するまでの生活基盤となる住居であることから、避難者の生活状況や個別事情に応じた居住環境の整備を、より一層図るべきである。
- (オ) 本県の復興・創生に向けては、東京電力福島第一原子力発電所事故による損害がある限り、最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、商工業に係る賠償において、被害の実態に

見合った賠償を的確に行うとともに、避難指示区域外の農林業における平成30年以降の賠償方針の早期提示について、福島県原子力損害対策協議会などを通して、国及び東京電力に対してより一層強く働きかけていくべきである。

イ 復興拠点を核としたまちづくり

- (ア) 復興拠点の整備に当たっては、帰還した住民が安心して日常生活を送ることができるよう、持続可能な地域公共交通ネットワークを早期に構築していくべきである。
- (イ) 浜通り地方全体の復興を加速させるためには、インフラ整備の充実が不可欠であり、特に基幹道路である常磐自動車道については、全線四車線化の早期実現に向けて、引き続き関係機関との調整を行い、沿線自治体等と連携し、国及び東日本高速道路株式会社に強く働きかけていくべきである。
- (ウ) 道路整備については、常磐自動車道の付加車線設置や復興支援道路である国道115号の整備が国等により推進されているが、さらに復興を加速させるため、避難指示が解除された地域等と周辺地域を結び、広域的な物流や地域医療を支える路線として、本県が進めるふくしま復興再生道路などの重要路線の整備について、国や市町村など関係機関と連携しながら、一層の整備促進を図っていくべきである。

② 避難者等の安全・安心の確保について

ア 教育環境の整備

- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により特殊な事情に置かれた本県の未来を担う児童生徒等の教育を受ける機会を確保するため、ふたば未来学園高等学校における中高一貫の教育内容の充実や被災児童生徒のための教職員の加配措置など

により、避難地域等の実情を踏まえた教育環境の整備に、より一層努めていくべきである。

- (イ) スクールカウンセラーの増員の検討や本県の被災状況・復興状況について、全国への適切な情報発信等により、いじめ防止対策など被災した児童・生徒等への心のケアの取組をより一層推進し、本県の教育環境の充実を図っていくべきである。
- (ウ) 東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、学校現場等において放射線教育が進められているが、本県では同事故から6年が経過した現在も、放射線や放射性物質による不安や風評が生じていることから、本県の子どもたちが将来にわたって日常生活の中で個人として豊かな人生が送れるよう、放射線教育をより一層拡充していくべきである。

イ 浜通り地方の医療等の提供体制の整備

- (ア) 浜通り地方の医療等の提供体制については、帰還住民に必要な医療の確保や避難地域で必要とされる医療の機能強化が課題とされている現状を踏まえ、平成32年度までを計画期間とする「避難地域等医療復興計画」に基づき、避難地域に必要な医療や医療人材の確保に取り組み、帰還した住民が必要な医療の提供を受けることができる環境の整備を図っていくべきである。
- (イ) 避難地域の二次救急医療の確保のため、平成30年4月を目途に開院予定である「ふたば医療センター（仮称）」においては、総合診療医の活用や長期入院に対応できる機能の追加も検討していくべきである。
- (ウ) 浜通り地方における重篤患者の救急医療に関し、搬送先の医療機関においてその対応に必要な専門医師が勤務しているとは限らないため、より適切な治療を行うことができる医療機関に搬送する体制の一層の充実を図るべきである。

- (エ) 相双地域における看護職員及び介護職員の確保については、帰還した住民が必要な医療等の提供を受けるため、喫緊の課題であると同時に、若年層の養成を含め、中長期的な対策も必要であることから、国とも緊密な連携を図り、その確保について総合的な対策を講じる必要がある。
- (オ) 被災者的心のケア対策は、本県の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害という前例のない被災状況に鑑み、予算の確保や支援者に対する支援を含め、中長期的な対策を講じるとともに、その体制の維持に努めるべきである。

2 原発事故収束対策について

上記に関しては、①環境回復対策について、ア 除染等の推進、イ 廃棄物の処理等、及び②廃炉・汚染水対策について、ア 廃炉に向けた安全監視、イ 緊急時の体制整備について調査を行った。

(1) 本県の取組状況

① 環境回復対策について

ア 除染等の推進

【事業一覧】

- ・緊急時・広域環境放射能監視事業
- ・市町村除染対策支援事業
- ・除染対策推進事業
- ・除染推進体制整備事業
- ・環境創造センター整備事業
- ・環境創造センター研究開発事業
- ・中間貯蔵施設等周辺地域安全確保事業
- ・中間貯蔵施設設立地町地域振興交付金
- ・ため池等放射性物質対策事業
- ・森林除染技術開発事業
- ・森林除染等実証事業

○主な事業の内容

- ・ **除染特別地域の除染**は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除染特別地域に指定された11市町村すべてにおいて特別地域内除染実施計画が策定されている。地元市町村の意向を十分に反映した除染が計画に基づき確実に実施されるよう国に求めるとともに、関係市町村と連携しながら取組・進捗状況等を確認するための現地調査等を行うなど、国直轄除染が迅速かつ確実に実施されるよう積極的に取り組んできた。また、帰還困難区域については、地元市町村の考え方を最大限尊重し、必要な対策が実施されるよう国に求めている。

平成29年3月末現在、除染実施計画に基づく除染は11市町村全てで完

了したところである。

- ・ **市町村除染対策支援事業**では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除染等が迅速かつ確実に実施されるよう、市町村による除染等の取組を総合的に支援しながら、市町村と一体となって除染等の推進を図っている。

具体的には、除染実施計画に基づき市町村が実施する住宅、公共施設、農地、道路、生活圏の森林等の除染のほか、市町村等が実施する線量低減化活動に必要な経費負担等を行っている。

なお、平成28年度末で面的除染は概ね終了しており、平成29年6月末現在、市町村除染の進捗率は、全体計画に対し、住宅が99.9%、公共施設等が98.9%などとなっている。

- ・ **除染対策推進事業**では、放射性物質汚染対処特別措置法により、市町村が策定した除染実施計画に基づき、県管理施設等の除染を実施している。

平成29年6月末現在、県管理施設等除染の進捗率は、全体計画に対し、県営住宅等が100.0%、公共施設が99.5%などとなっている。

- ・ **環境創造センター研究開発事業**では、本県の環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、IAEAをはじめとする国内外の研究機関等と連携協力しながら、4つの調査研究分野（放射線計測、除染・廃棄物、環境動態、環境創造）について取り組んでいる。

具体的には、IAEA専門家との協議や学会等における研究成果の発表を行っている。

- ・ **中間貯蔵施設等周辺地域安全確保事業**では、双葉町、大熊町にまたがる約16km²の事業用地に除染により発生する推計1,600万m³～2,200万m³の除去土壌等を県外で最終処分するまでの間、30年間にわたり貯蔵する施設であり、本県の環境回復を図るために大きな役割を担う中間貯蔵施設に関して、県民の安全・安心の確保が何よりも重要であることから、国・県・町で締結した安全協定に基づき、国が行う除去土壌・汚染廃棄物の輸送・保管等について状況確認を実施している。

- ・ **中間貯蔵施設立地町地域振興交付金**では、施設が立地する大熊町及び双葉町が、地権者支援や帰還促進、生活環境改善などの地域振興に必要

な様々な課題に迅速に対応できるよう、交付金を交付している。

平成29年3月末現在、大熊町及び双葉町で基金造成事業が完了している。

ため池等放射性物質対策事業では、福島再生加速化交付金を活用し、農林水産省が作成した「ため池放射性物質対策技術マニュアル」に基づき、市町村が事業主体となって対策に取り組むこととなるが、県は技術マニュアルに基づいた対策を着実に推進するため、各ため池等の放射性物質対策の必要性を判断するモニタリング調査や円滑に対策工事を実施できるよう県営ため池放射性物質対策モデル事業を実施することにより、市町村の対策を支援している。

平成29年3月末現在、農業用ため池のモニタリング調査を約900箇所、県営ため池放射性物質対策モデル事業を8箇所で実施している。

森林除染技術開発事業では、森林内における放射性物質の分布が、土壤等へと移行していることを踏まえ、森林整備や柵工による土砂移動抑制効果やウッドチップ敷設等による空間線量率の低減効果などの調査を行っている。また、山火事跡地森林における放射性物質の動態についても調査を実施している。

森林除染等実証事業では、放射性物質汚染により、多くの地域できのこや山菜の出荷が制限されているため、林床整備等による放射性物質の低減効果について解析・把握し、今後の出荷制限の解除や再生産に向けた除染技術の実証を行っている。

イ 廃棄物の処理等

【事業一覧】

- ・ 災害廃棄物処理基金事業
- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業
- ・ 特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金
- ・ 帰還に向けた放射線不安対策事業
- ・ 放射性物質被害林産物処理支援事業

○主な事業の内容

- ・ **災害廃棄物の処理促進**では、国直轄により災害廃棄物等の処理が行われる汚染廃棄物対策地域については、国が「対策地域内廃棄物処理計画」（平成24年6月策定、平成25年12月改定）に基づき、現在、仮設焼却炉の設置などを行っている。

また、「汚染廃棄物対策地域外」については、南相馬市、相馬市、新地町及び広野町では、災害廃棄物等の焼却及び焼却灰の最終処分について、国の代行処理が進められており、その他の地域では、市町村処理施設や民間処理業者への委託により処理を行っている。さらに、災害廃棄物であるコンクリートがら、木くず等の再生利用の促進に向けて、地域の実状に応じ、関係機関と連携して取り組んでいる。

- ・ **放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業**は、「放射性物質安全確認調査事業」、「放射能濃度分析機器等整備支援事業」、「汚染廃棄物処理リスクコミュニケーション事業」、「汚染廃棄物処理推進事業」及び「汚染廃棄物処理状況確認事業」の5つの事業からなり、東京電力福島第一原子力発電所事故由来の、県内に保管されている放射性物質に汚染された産業廃棄物の処理を進めるため、施設周辺の住民理解の安全・安心の確保など様々な施策を実施するものである。

平成29年3月末現在、「放射性物質安全確認調査事業」として、焼却施設等46施設において安全確認調査を実施し、「汚染廃棄物処理状況確認事業」として特定廃棄物埋立処分施設を16回確認している。

- ・ **特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金**は、国が行う既存の管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業により、富岡町及び楢葉町が受ける影響を緩和するため、両町が取り組む地域振興策などの各種施策を支援し、町が地域振興策、風評対策、住民帰還支援などに主体的に取り組めるよう交付金を交付するものである。

- ・ **帰還に向けた放射線不安対策事業**は、避難地域12市町村において、住居周辺のごみや住宅リフォームから発生する廃棄物等の放射能汚染に対する不安を抱える住民等からの相談への対応や線量測定を実施することにより、住民の不安を払拭し、帰還のための環境整備を図るものである。

実施に当たっては、一般社団法人福島県産業廃棄物協会に委託し、長期避難で住居周辺に残置されているごみや、住宅の修繕・リフォームか

ら発生する廃棄物等の放射能汚染への不安に関する住民等からの相談を受ける相談員を配置して、相談への対応や現地での放射線量の測定を実施し、その結果を基に、処理先等についての助言や関係機関の紹介等を行っている。

- 放射性物質被害林産物処理支援事業では、製材工場等の事業者に対し、木材加工の工程で発生し工場敷地内等に滞留している放射性物質を含む樹皮（パーク）の処分に必要な産業廃棄物処理経費を支援し、事業者の活動を安定させ、林産物の円滑な流通を図っている。

② 廃炉・汚染水対策について

ア 廃炉に向けた安全監視

【事業一覧】

- 原子力安全監視対策事業
- 緊急時・広域環境放射能監視事業

○主な事業の内容

- 原子力安全監視対策事業では、原子力発電所の安全確保のため、専門家や県民による監視体制により、廃炉に向けた取組等を監視・確認することとし、原子力対策監や専門員、現地駐在職員を配置するとともに、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」（以下「廃炉安全監視協議会」という。）や「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」（以下「廃炉安全確保県民会議」という。）などにより、国及び事業者が行う廃炉に向けた取組等を監視・確認し、併せて廃炉に向けた取組状況等について県民に情報提供を行っている。

具体的には、平成28年度は、専門家等で構成する「廃炉安全監視協議会」による立入調査を4回、会議を8回実施したほか、協議会の下部組織である「労働者安全衛生対策部会」を4回、「環境モニタリング評価部会」を4回開催している。また、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」による現地視察を3回、会議を4回実施している。監視体制強化のため、原子力に関する専門家として、原子力対策監1名、原子力総括専門員1名、原子力専門員2名を配置しているほか、現地駐在職員4名を配置し、廃炉に向けた取組やトラブルの対応

状況などを確認している。さらに、原子力発電所の立地町及び隣接市町村のうち要望のあった2町（楢葉町、富岡町）に発電所監視や環境放射線のモニタリングに要する経費などについて補助金を交付している。

- ・ **緊急時・広域環境放射能監視事業**では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散に対する環境監視を行うとともに、測定結果を広く公表するために、「発電所周辺監視」として、発電所周辺の空間線量率の測定や大気浮遊じん等の環境試料の核種分析を実施するほか、測定や分析に必要な機器等の整備・更新などを行っている。また、「全県モニタリング」として、全県的な生活環境における環境放射能モニタリングのため、空間線量率の測定や大気浮遊じん等の環境試料の核種分析を実施している。さらに、「環境放射能監視結果の広報」として、環境放射能の測定結果についてホームページにより情報提供を行うなどの事業を実施している。

イ 緊急時の体制整備

【事業一覧】

- ・ 原子力災害対策センター整備事業
- ・ 原子力防災体制整備事業
- ・ 緊急時・広域環境放射能監視事業

○主な事業の内容

- ・ **原子力災害対策センター整備事業**では、原子力発電所の緊急事態応急対策の拠点施設として、南相馬市内及び楢葉町内に原子力災害対策センター（オフサイトセンター）を整備するとともに、原子力災害対策センターの代替施設となる環境創造センター交流棟に非常用発電設備を整備した。
- ・ **原子力防災体制整備事業**では、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組における不測の事態に備え、事故の教訓を踏まえた防災体制の充実を図るために、国の原子力災害対策指針を踏まえ県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行うとともに、市町村計画に関する支援を行っている。また、緊急時に備え、県や市町村、消防本部等関係

機関に専用の通信手段を確保するとともに原子力防災活動資機材を整備している。さらに、関係機関の連携体制の確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の意識の向上のために訓練を実施するとともに、原子力防災業務従事者の原子力防災研修参加を促している。

(2) 県内の取組状況

① 環境省福島環境再生事務所中間貯蔵施設等整備事務所（双葉郡大熊町）

【調査目的：中間貯蔵施設の整備について】

中間貯蔵施設に関しては、平成26年9月に県が、同年12月には大熊町が、平成27年1月には双葉町がそれぞれ建設受入れを容認し、平成27年2月には県、大熊町及び双葉町が同施設への搬入受入れを容認した。

その後、平成27年3月からパイロット輸送が開始され、平成28年2月には、平成28年度から段階的に本格輸送が開始されることなどについて国の方針が示されたところである。なお、同年度においては、搬出の準備が整った市町村の学校等から、大熊町及び双葉町の町有地を活用した保管場並びに双葉町の既存の保管場への搬入を実施している。

なお、国においては、同施設整備のための用地取得について、平成28年4月からの本県職員派遣等の支援の効果があったとしている。

また、平成29年度には大熊町に減容化施設の整備を実施すること、双葉町に減容化施設を着工することについて、国の方針が示されたところである。

② 内閣府・廃炉汚染水対策現地事務所

東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社

東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー

【調査目的：廃炉に向けた取組について】

東京電力福島第一原子力発電所は、東日本大震災以降、国及び東京電力により廃炉作業が進められているところであるが、サブドレンの運用開始や海側遮水壁の完成など一定の前進があったものの、汚染水漏れや燃料デブリの取り出しなど廃炉への道筋はいまだ見えてこないところであり、今後30年以上の期間を要するといわれる、世界的に例を見ない廃炉に向けた取組の現状等を確認した。

調査においては、炉心溶融の隠れい、引留鉄構の保全計画の未策定な

ど、県民に不安を与える問題が相次いだことについて、廃炉に向けた取組を確実に進める旨、東京電力から示されたところである。

③ 双葉町議会（いわき市）

【調査目的：中間貯蔵施設の整備について】

中間貯蔵施設に関しては、平成26年9月に県が、同年12月には大熊町が、平成27年1月には双葉町がそれぞれ建設受入れを容認し、平成27年2月には県、大熊町及び双葉町が同施設への搬入受入れを容認した。

調査においては、議長をはじめとする町議会議員と意見交換等を実施し、その中で、中間貯蔵施設の整備に当たり、町民が抱えている苦悩についての意見や、立地町における課題に関する意見が出されたところである。

(3) 県外の取組状況

① 宮城県議会（宮城県仙台市）

【調査目的：原子力防災対策について】

宮城県では、本県の東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓により、平成24年1月に原子力防災対策指針を策定したことを踏まえ、東北電力女川原子力発電所における原子力災害発生時の広域避難計画の策定を支援するとともに、同発電所における環境放射能等について、環境保全監視協議会を設置し状況確認を行っている。

なお、複合災害時における避難に際しては、ハード面の整備が困難なことから、ソフト面にポイントを置いている。

② 国立大学法人福井大学附属国際原子力工学研究所（福井県敦賀市）

【調査目的：福島第一原子力発電所の燃料デブリ分析・廃炉技術に 関わる研究・人材育成について】

福井大学が中心となり、西日本の大学等との連携により実施する「福島第一原子力発電所の燃料デブリ分析・廃炉技術に関わる研究・人材育成」が、平成27年度文部科学省の公募事業「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」に採択された。

この研究では、東京電力福島第一原子力発電所の現場のニーズを踏まえた「廃止措置技術」、「燃料デブリ分析」及び「廃炉技術開発」に関する基盤研究を実施するとともに、同発電所の廃止措置における課題

解決に資するための高い知識と社会貢献意識を持った幅広い専門分野の若手人材育成を継続的に行うことを目指している。

なお、同研究所から東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に携わる人材が輩出されている。

③ 兵庫県議会（兵庫県神戸市）

【調査目的：フェニックス防災システムについて】

兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた実践的なシステムとして、地震災害はもとより、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システムを導入した。このシステムは、被害予測や需給推計・ガイダンス機能を持ち、迅速で的確な初動・応急対応を支援するものである。

なお、被害予測の情報を見て、迅速に実際の災害対応できる人員体制の確保や研修等を通じた運用が必要となるため、ハード面のみならず、ソフト面の強化にも努めている。

(4) 提言等

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向けては、廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な進展が求められていることから、廃炉に向けた取組を加速させるとともに、除染や中間貯蔵施設の整備など環境回復対策を確実に進めていく必要がある。

① 環境回復対策について

ア 除染等の推進

(ア) 避難指示の解除が進む中、放射線による健康上の不安を軽減し、避難者の帰還を促進するため、フォローアップ除染について、各地域の実情に応じ、きめ細かく実施するよう、引き続き国に求めしていくべきである。

(イ) 中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入に当たっては、県民に不安を生じさせることのないよう、仮置き場等からの搬出・輸送の安全確保に万全を期すとともに、早期搬出がなされるよう、国や関係市町村等との連絡・調整をより一層進めるべきである。

- (ウ) 森林除染及びため池除染については、本格的な除染の実施に向け、モデル事業などを通して、効果のあった対策を検証し、地域の実情に応じた総合的な取組を進めるよう、引き続き国へ働きかけていくべきである。
- (エ) ダムの除染については、水による放射線の遮蔽効果が高いこともあり、現在除染措置の対象外であるが、放射能に汚染された土壌が流出する可能性があることから、県民の安全・安心を最優先とし、実施に向け調査・検討するよう、より一層国との調整を図るべきである。
- (オ) 県民の理解と信頼のもとに進めるべき除染事業において、水増し請求などの不正事案が発生していることから、県としても、国や市町村等と連携し、適正に対処していくべきである。

イ 廃棄物の処理等

- (ア) 特定廃棄物の埋立処分事業の推進に当たっては、搬入路の整備を含め、地元に対する丁寧な説明を実施し、県民の安全・安心の確保を最優先として取組を進めていくよう、国に対して引き続き申し入れていくべきである。
- (イ) 放射能に対する不安については、避難地域においてよりきめ細かな対応が必要であることから、住居の修繕等から発生する廃棄物等の放射能汚染の不安払拭に取り組む事業の充実を図るなど、帰還促進に向けた環境整備に努めていくべきである。

② 廃炉・汚染水対策について

ア 廃炉に向けた安全監視

- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所及び同第二原子力発電所における地震津波対策については、国及び東京電力が取り組んでいると

ころであるが、県としても、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会などにより、監視の一層の強化を図るべきである。

- (イ) 東京電力福島第一原子力発電所で発生する汚染水については、その処理に当たり、県民の安全・安心を最優先することはもとより、本県の風評に影響を与えないよう、適切な対応について、国などに対してより一層必要な意見を述べていくべきである。
- (ウ) 東京電力福島第一原子力発電所における凍土遮水壁の効果については、国及び東京電力において検証しているところであるが、県としても、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会等において、国及び東京電力の取組をより一層監視していくべきである。

イ 緊急時の体制整備

- (ア) 原子力防災対策における避難計画については、避難時に自動車による避難に伴う交通渋滞が想定されることから、平成28年11月22日に福島県沖で発生した地震等の教訓を踏まえ、緊急的な状況においても、県民が迅速かつ安全に避難できるよう、国や市町村と連携することにより、計画の実効性の確保に努めるべきである。
- (イ) 原子力防災対策の更なる強化を図るために、本県内原子力発電所へのテロ等も想定し、万全の対策を講じるよう、国や関係機関に求めていくとともに、原子力防災対策における避難計画の一層の充実に努めていくべきである。

IV おわりに

本委員会に付託された事件「避難地域復興・創生対策について」及び「原発事故収束対策について」は、内容が広範であるため、限られた期間において結論を出すのはもとより困難であるが、本委員会の設置目的である、避難者の帰還促進、生活再建をはじめ、本県の復興・創生に向けた施策の強化に向け、県内外調査を含む調査活動に積極的に取り組み、活発な調査を進めてきた。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から6年6か月が経過したところであるが、帰還困難区域等、今後も避難指示が続く地域もあるなど、県民が真の意味で復興を実感できるようになるためには、中長期的な対応が必要である。そのため、住民の生活の安定や円滑な帰還を図る措置はもとより、教育や保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置を一層促進する必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向け、廃炉・汚染水対策の推進はもとより、除染等の措置の迅速な実施、中間貯蔵施設の整備など環境回復対策を着実に進めていく必要がある。

この報告をもって本委員会の調査は終了するが、避難地域復興・創生対策及び原発事故収束対策は、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を踏まえ、この報告の具体化のために積極的に対応されるよう要請する。

最後に、本委員会の調査に当たり協力をいただいた県内外の地方自治体、学校、研究機関、企業等の皆様をはじめ、広範な調査事項に対応いただいた県当局の皆様に深く感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

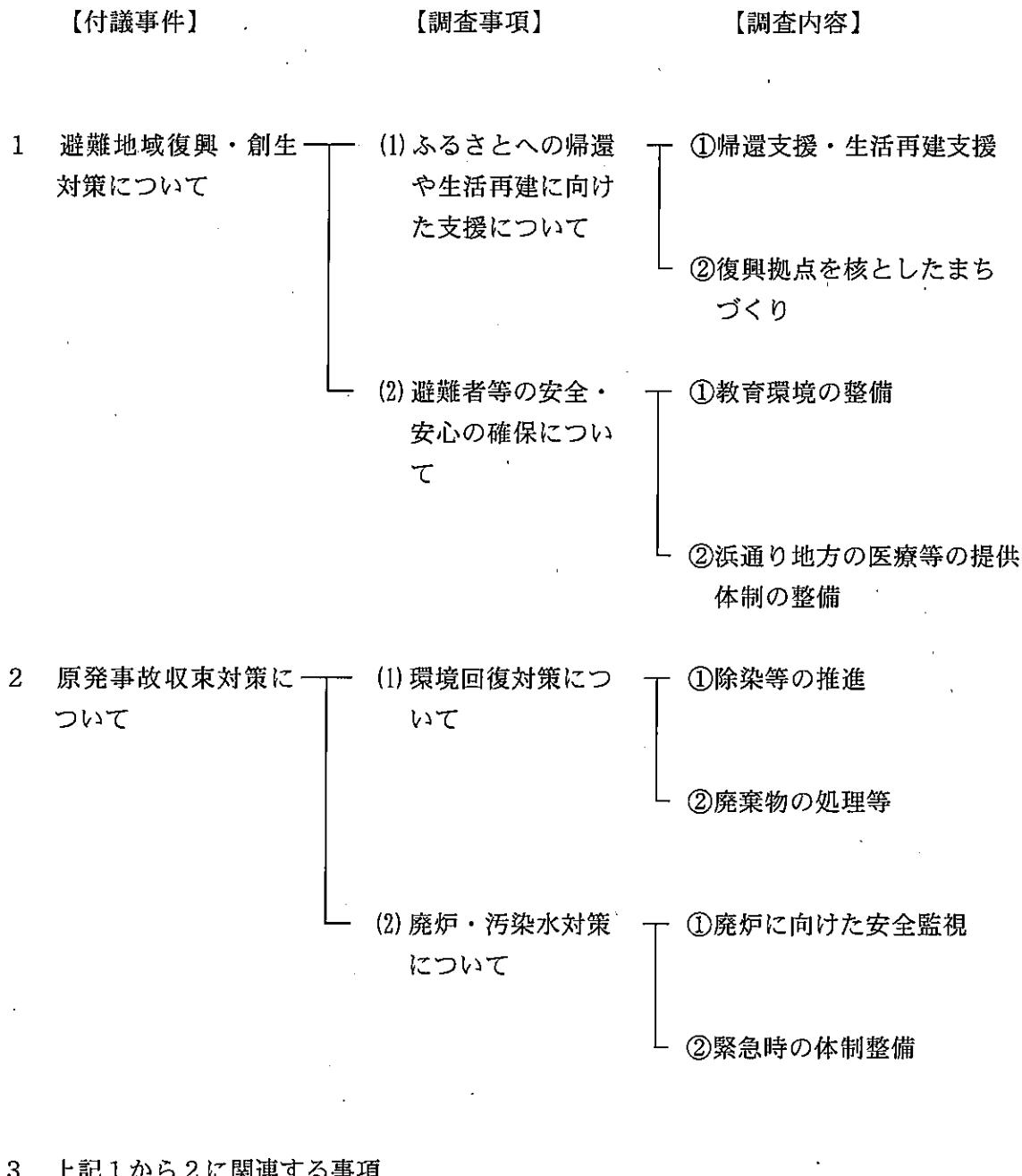
避難地域復興・創生対策特別委員会 委員名簿

(平成27年12月25日～平成29年10月2日)

委 員 長	太 田 光 秋
副 委 員 長	円 谷 健 市
副 委 員 長	星 公 正
委 員 員	瓜 生 信 一 郎
委 員 員	小 桧 山 善 繼
委 員 員	佐 藤 憲 保
委員（理事）	神 山 悅 子
委 員 員	古 市 三 久
委員（理事）	高 野 光 二
委 員 員	山 田 平 四 郎
委 員 員	矢 吹 貢 一
委 員 員	吉 田 英 策
委 員 員	鳥 居 作 弥

(※) 掲載順は委員長、第一・第二副委員長、委員（期別議席番号
降順）

避難地域復興・創生対策特別委員会 調査事項



避難地域復興・創生対策特別委員会 調査経過

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
1	12月定例会	平成27.12.25	・委員会の設置 ・付議事件について ・設置期間について ・理事会の設置について	企画調整部 避難地域復興局
2	2月定例会	平成28.3.16	・調査事項について ・調査計画について ・付議事件の概要について	危機管理部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 農林水産部 土木部 教育庁
3	会期外	平成28.5.10	・調査事項の変更について ・調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域復興・創生対策について これまでの取組と現状等 主要事業等について	総務部 危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁 警察本部
4	6月定例会	平成28.7.4	・調査事項（執行部説明） 付議事件2 原発事故収束対策について これまでの取組と現状等 主要事業等について	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部 教育庁 警察本部

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
5	会期外	平成28.8.2 ～8.4	• 県外調査 ① 国立大学法人岩手大学 三陸復興・地域創成推進機構 ② 女川町 ③ 石巻市議会 ④ 宮城県議会 ⑤ 東北大学病院	
6	9月定例会	平成28.10.11	• 調査計画の変更について • 調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域復興・創生対策について 主要事業等の進捗状況について • 委員間協議	総務部 危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁 警察本部
7	会期外	平成28.10.18 ～10.20	• 県内調査 ① ふたば未来学園高等学校 ② 環境省福島環境再生事務所 中間貯蔵施設等整備事務所 ③ 内閣府・廃炉汚染水対策現地事務所 東京電力ホールディングス 株式会社福島復興本社 東京電力ホールディングス 株式会社福島第一廃炉推進カンパニー ④ 大野病院附属ふたば復興診療所 ⑤ 双葉町議会	

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
8	12月定例会	平成28.12.19	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項（執行部説明） 付議事件2 原発事故収束対策について 主要事業等の進捗状況について ・中間報告の取りまとめ ・執行部に対する提言（知事申入れ） 	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部 教育庁 警察本部
9	会期外	平成29.2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域復興・創生対策について 主要事業等の成果について 	総務部 危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁 警察本部
10	2月定例会	平成29.3.14	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項の変更について ・調査事項（執行部説明） 付議事件2 原発事故収束対策について 主要事業等の成果について 	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部 教育庁 警察本部
11	会期外	平成29.5.9 ～5.11	<ul style="list-style-type: none"> ・県外調査 ① 国立大学法人福井大学附属 国際原子力工学研究所 ② 兵庫県こころのケアセンター ③ 兵庫県議会 ④ 福島県大阪事務所 	

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
12	6月定例会	平成29.7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項の変更について ・総括審議 	総務部 危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁 警察本部
13	会期外	平成29.9.14	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書審議 	
14	9月定例会	平成29.10.2	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会調査終結 ・調査報告書取りまとめ 	避難地域復興局